

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○ お知らせ

- ・令和元年度介護職員処遇改善加算(現行加算及び特定加算)の「実施報告」のご提出について
- ・令和2年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(令和2年度第1期)の宣言事務所を募集します！
- ・ふくむすびで、事務所のPRをしませんか？
- ・「対象拡大・要件緩和！」令和2年介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金について
- ・東京都介護職員キャリアパス導入促進事業「キャリアパス導入促進事業費補助金」事業計画書の受付を開始します！
- ・「経営コンサルタントによる無料相談・研修(人事制度改善等支援)」「社会保険労務士による介護処遇改善加算等の取得支援」のご案内
- ・介護職員奨学金返済・育成支援事業 事業計画書の受付中！

令和2年 6月1日発行 第191号

○令和元年度介護職員処遇改善加算(現行加算及び特定加算)の

お知らせ

「実績報告」をご提出ください。

令和元年度(平成31年度)に加算の算定をした全ての法人(事業者)について、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は令和2年7月31日(金曜日)です。

実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算について(現行加算及び特定加算)

【介護職員処遇改善加算について】

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>

【処遇改善加算お問合せ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL03-5320-4305・4343 (直通)

※受付時間: 平日9時00分~17時30分(12時00分~13時00分を除く)

○令和2年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和2年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<令和2年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	9月30日(水)必着 ただし、上記締切日を過ぎた後に受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、 <u>入学試験日の前月10日までに</u> 都担当者まで連絡の上、申請すること。
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	<u>6月以降新規開設したステーション等は、事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに、</u> 都担当者まで連絡の上、申請すること。
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	<u>6月以降新規開設したステーション等は研修を始めようとする月の前月10日までに、</u> 都担当者まで連絡の上、申請すること。
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	<u>6月以降に看護職員が産休等で休業することになったステーション等は、代替職員を任用しようとする月の前月10日までに、</u> 都担当者まで連絡の上、申請すること。
	東京都訪問看護教育ステーション	各教育ステーションへ直接ご確認ください
その他の取組	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護師オンデマンド研修事業 ※(一社)東京都訪問看護ステーション協会に委託して実施しています。	★eラーニング【配信中】 申込は、以下ホームページから ↓ https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html ★勉強会、相談受付の詳細は、決まり次第ホームページでご案内します！ ※対象者は条件があります。 詳細はホームページをご覧ください。

訪問看護フェスティバルの開催

令和3年1月23日 東京都庁(予定)
詳細は別途ご案内いたします

※各補助金事業は、申請状況により期限を別に設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問合せ先】

🔍 東京都訪問看護推進総合事業

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応（消費生活センターへの相談方法等）

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2020年4月1日から2021年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。）

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無 料

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブの他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2020年4月1日から2021年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号：03-5614-0743<FAXのみの受付となります>

TEL03-5614-0543(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

○「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(令和2年度第1期)の 宣言事業所を募集します！

1 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を募集します(令和2年度第1期募集)

TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を以下の日程で募集しています。事業者の皆様は、この機会にぜひご申請ください。

【申請期間】 **令和2年6月1日(月)から8月31日(月)まで** **必着**

【提出先】 (公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 宣言情報公表担当あて
〒163-0719 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19階

【申請方法】 東京都福祉保健財団ホームページを参照の上、必要書類を東京都福祉保健財団へご提出ください。

(東京都福祉保健財団ホームページはこちら

<http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/shinsei.html>)

2 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害分野等の事業所の情報を広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。

(1) 仕組み

働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。宣言事業所の情報は、書類審査・現地確認を行った上で、ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)で広く情報発信しています。

(ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)はこちら

<https://www.fukushijinza.metro.tokyo.jp/www/contents/100100000001/index.html>)

(2) 宣言していただくこと…

宣言事業所に配付する宣言マークや公表通知書を活用して働きやすい職場づくりに取り組む事業所としてPRできるほか、ハローワークでの求人票にも宣言事業所である旨を記載していただけます。また、働きやすい職場づくりに取り組むことで現任職員のモチベーションも向上し、人材の確保・定着につながります。



宣言マーク



公表通知書



宣言事業所用バナー

※ふくむすびの事業所ページへのリンクを設定できます。

3 その他

詳細は、下記のHPでご紹介しています。ぜひご覧ください。

【東京都福祉保健財団ホームページ】 <http://www.fukushizaidan.jp/204sengen/index.html>

○【対象拡大・要件緩和！】令和2年度 介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金について

東京都では、介護サービスを提供する都内の事業所等(以下、「事業所」)が、外国人を円滑に受け入れられるように支援することを目的として、「外国人介護従事者受入れ環境整備事業」を実施しております。

本事業のうち、「介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金」は、事業所が留学生を雇用し、学費等を支給する場合に、支給に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行うものです。

本補助金について、令和2年度より、【補助対象の拡大】、【補助要件の緩和】を行うことといたしましたので、ご案内させていただきます。

●補助対象事業所

都内に所在する介護サービスを提供する事業所等

※訪問サービスは除きます。

※国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除きます。

※介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除きます。

●補助対象経費・補助基準額・補助率

- | | | |
|---------------|------------|--------|
| (1)学 費 | 5万円(月額) | |
| (2)入学準備金 | 20万円(1回限り) | |
| (3)就職準備金 | 20万円(1回限り) | 補助率1/3 |
| (4)国家試験受験対策費用 | 4万円(1回限り) | |
| (5)居 住 費 | 3万円(月額) | |

※上記(2)は、介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象*

(* かいてき便り190号令和2年5月1日発行において、「上記(1)」とご案内しておりましたが、「上記(2)」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。)

※上記(3)及び(4)は、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ対象

●令和2年度からの変更について

【補助対象の拡大】

(令和元年度)介護福祉士養成施設に通う留学生が補助対象

⇒(令和2年度)令和元年度の補助対象に加えて、介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に通う留学生も新たに対象に追加

【補助要件の緩和】

(令和元年度)留学生を遅くとも令和元年12月1日から雇用し、令和2年3月31日まで継続して雇用することが要件

⇒(令和2年度)留学生を令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、1か月以上雇用した場合に対象(例えば、年度途中の5月の1か月間のみ雇用した場合も、対象となります。)

(令和元年度)対象となる留学生は、事業所において年間平均週20時間以上勤務することが要件

⇒(令和2年度)上記の要件は設定しない

●問合せ先

～本補助金に関することは、公益財団法人東京都福祉保健財団までお問い合わせください～

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

TEL:03-3344-8627 (月曜日～金曜日 8:45～17:30)

HP:<http://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/index.html>

●今後の予定

- ・補助金申請に係る手引きを6月中に上記ホームページに掲載予定です。事業の詳細(補助要件等)は、手引きや要綱等をご確認ください。
 - ・交付申請関係書類等も、上記ホームページに12月頃掲載予定です。
- ※予定は今後変更する可能性があるため、予めご承知おきください。

【お詫びと訂正】

本補助金について、かいてき便り190号令和2年5月1日発行においてご案内していた内容に、以下のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

- ・訂正箇所①:「●補助対象事業所」の※印2つ目

(訂正前)「※国又は地方公共団体が設置する事業所(指定管理者が管理するものを含む)は除きます。」

(訂正後)「※国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除きます。」

- ・訂正箇所②:「●補助対象経費・補助基準額・補助率」の※印1つ目

(訂正前)「※上記(1)は、介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象」

(訂正後)「※上記(2)は、介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象」

○ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

お知らせ

「キャリアパス導入促進事業費補助金」 事業計画書の受付を開始します！

東京都(以下、「都」)では、介護職員の育成・定着を図るため、「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業」を実施しております。本事業では、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援します。

このたび、介護プロフェッショナルキャリア段位制度を活用してキャリアパスの導入に取り組む介護事業所等に、都が経費の一部を補助する「キャリアパス導入促進事業費補助金」について、事業計画書の受付を開始いたしますので、ご案内させていただきます。

●事業概要

介護プロフェッショナルキャリア段位制度を活用し、レベル認定者及び評価者(アセッサー)に対する認定手当相当額等を支給した介護事業所等に対し補助

※介護プロフェッショナルキャリア段位制度とは、事業所や施設ごとに独自に行われている職業能力評価に、「キャリア段位制度」という共通のものさしを導入することで、介護分野での人材育成・定着促進を目指す制度です。

詳細は、下記「問合せ先等」に記載している一般社団法人シルバーサービス振興会のホームページをご確認ください。

【1】対象経費

- (1)レベル認定者への手当等経費 【必須経費】
- (2)アセッサーへの手当等経費 【必須経費】
- (3)キャリアパス導入体制づくり経費 【本経費のみの申請は不可】

【2】補助要件

- (1)令和2年度内に、レベル認定者及びアセッサーへ手当相当額を支給していること。
- (2)原則として、補助金を受ける初年度に、都が実施する事業所の管理者等を対象とした人事管理等に関するセミナーに参加すること。

※上記に定めた条件、その他交付要綱に定めた条件に反した場合には、補助金を交付しない。

【3】補助対象期間

原則として、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限。

ただし、上記補助期間内に新たにレベル認定者を輩出した場合は、最長で5年間まで延長。

●事業計画書の提出について

【1】提出方法

郵送にて、必要書類を提出してください。

【2】申請書類等

公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページに掲載しています。

(<http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>)

【3】受付期間

6月5日(金曜日)から7月31日(金曜日)まで

【4】その他

- ・申請されない場合は、書類の提出は不要です。
- ・作成にあたり、上記ホームページに掲載する記入例やQ&A等をご確認ください。

●問合せ先等

【1】提出先・事業に関する問い合わせ先

〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

電話 03-3344-8532

【2】介護プロフェッショナルキャリア段位制度に関する問合せ先

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

(URL: <https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>)

Email: careprofessional@espa.or.jp

○ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

お知らせ

「経営コンサルタントによる無料相談・研修(人事制度改善等支援)」 「社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等の取得支援」のご案内

東京都(以下、「都」)では、介護職員の育成・定着を図るため、「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業」を実施しております。本事業では、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援します。

現在、本事業のうち、キャリアパス導入準備のための支援として位置付けている「人事制度改善等支援」及び「介護職員処遇改善加算等取得促進支援」について、申込を受け付けておりますので、ご案内させていただきます。

なお、上記のうち、「人事制度改善等支援」については、6月12日(金曜日)が申込期限となっておりますので、ご興味のある方は、お早目にお申込みください。

●事業概要

【1】人事制度改善等支援

経営コンサルタントによる、各事業所に合った人事制度等の改善に向けた研修や個別相談

【2】介護職員処遇改善加算等取得促進支援（令和2年度新規）

「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった事業所に、社会保険労務士が、電話や訪問により、書類作成等に係る個別の指導・助言を実施

～各支援の内容、申込期限等は以下のとおり～

※現時点での予定です。今後、変更になる可能性がありますので、予めご承知おきください。

【1】人事制度改善等支援

(1)支援内容

都内の介護事業者に対して、経営コンサルタントによる集合研修、個別相談(電話、メール等)の機会を提供し、各事業所に応じた人事制度の改善を支援します。併せて、事業所の介護人材の育成・定着を図るため、リーダー層職員向け・新任職員向けの研修を実施します。

(2)申込方法

希望される事業者は、令和2年6月12日(金曜日)までに、下記「問合せ先」の東京都福祉保健財団(以下、「財団」)のホームページに掲載されている利用申請書を、財団宛てに郵送にて提出してください。郵送先の住所は、財団ホームページに掲載しています。

(3)利用事業所要件

以下の①から⑤までの要件を満たすことが必要です。

- ①利用申請事業所は、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金(キャリアパス導入促進事業費補助)を申請していないこと(令和2年度含む)。また、「平成29年度キャリアパス導入準備のための相談支援」、「平成30年度人事制度改善等支援」、「令和元年度人事制度改善等支援」を申請していないこと。
- ②利用申請事業所は、令和2年4月1日現在、介護事業開始から、3年を経過していること。
- ③利用申請事業所は、令和2年4月1日現在、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」におけるレベル認定者が在籍していないこと。
- ④利用申請事業所において、令和2年度又は令和3年度に「評価者(アセッサー)講習」を職員に受講させ、アセッ

サーを輩出するよう努めること。

⑤利用申請事業所において、令和3年度以降に東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金(キャリアパス導入促進事業費補助)を申請するよう努めること。

【2】介護職員処遇改善加算等取得促進支援

(1)支援内容

「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった都内介護サービス事業所向けに、電話により無料相談を開設しています。社会保険労務士が丁寧に加算取得のためのアドバイスを行いますので、お気軽にご連絡ください。

また、訪問によるアドバイスも行っております。訪問によるアドバイスは事前予約となっております。まずは、電話にてご予約ください

(2)申込方法

以下のフリーダイヤルまで、ご連絡ください。

「処遇改善加算相談窓口」フリーダイヤル 0120-179-117

※毎週月・水・金(祝日を除く)9:30~16:30

※祝日と開催日が重なった場合は翌日に行います。

詳しくは下記「問合せ先」の東京都社会保険労務士会(以下、「社労士会」)のホームページに掲載されている、開催日カレンダーをご覧ください。

(3)申込時の留意事項

「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用していない事業所で、本支援を利用する場合には、以下の取組に努めてください。

①令和2年度又は令和3年度に「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」における「評価者(アセッサー)講習」を職員に受講させ、アセッサーを輩出するよう努めること。

②令和2年度以降に、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金(キャリアパス導入促進事業費補助)を申請するよう努めること。

問合せ先

■ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度に関すること

一般社団法人シルバーサービス振興会

(URL:<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>)

E-mail: careprofessional@espa.or.jp

■ 介護職員処遇改善加算等取得促進支援に関すること

東京都社会保険労務士会

(URL:https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syoguukaizenkasan/)

※電話相談・訪問予約は、上記「【2】介護職員処遇改善加算等取得促進支援」の(2)に記載した、社労士会のフリーダイヤルまでご連絡ください。

■ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業に関すること

公益財団法人東京都福祉保健財団法人材養成部 福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当 (URL:
<http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>)

TEL:03-3344-8532

○介護職員奨学金返済・育成支援事業 事業計画書を受付中！

東京都では、介護職員の確保・育成・定着を図るため、「介護職員奨学金返済・育成支援事業」を実施します。

本事業では、介護保険事業所等が常勤介護職員（有期雇用を除く）として新卒者等を雇用し、その新卒者等が在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給した場合、都が事業者に対して、1人当たり年60万円（最大5年間）を上限として全額補助します。

現在、事業計画書を受け付けております。本事業の活用を検討されている事業者におかれましては、東京都福祉保健財団まで申請してください。

なお、今年度は令和2年4月1日時点で「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度（介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験）」を有する施設、事業所が対象です。

【提出期限】 令和2年8月3日（月曜日）必着

【提出方法】 郵送にて必要書類をご提出ください。

【提出先】 〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階
東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html>)

【お問合せ先】 東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当
TEL:03-3344-8513 FAX:03-3344-8593
MAIL:syogakukin@fukushizaidan.jp
※お問合せについては、東京都福祉保健財団ホームページに掲載されている「質問票」を用いて
FAXまたはメールでお願いします。